

# 令和6年度 会津美里町指名競争指名等選定基準

令和6年4月1日適用

## (1) 指名等の基準となる設計金額及びランク

指名競争入札に使用する格付けの点数は、経営規模等評価通知結果通知書・総合評定通知書の総合評定値（P点）とし、設計金額に対応する区分けは下記のとおりとする。

### ア 土木・建築・管・舗装・水道・解体工事

基準設計金額	経審総合評定値（P点）	ランク
1,000万円以上	650点以上	A
1,000万円未満	650点未満	B

### イ 電気工事

基準設計金額	経審総合評定値（P点）	ランク
1,000万円以上	-	-
1,000万円未満		

※上記以外の工種については、アに準じるものとする。

※必要がある場合は上位の等級に属する者のうちから指名することができる。

※電気工事においては、町内3業者含め5業者以上とする。

## (2) 指名業者数

原則として、下記業者数とする。

種別	基準設計金額及び予定価格	業者数
工事	130万円以上1,000万円未満	5業者以上
委託	50万円以上100万円未満	3業者以上
	100万円以上500万円未満	5業者以上
	500万円以上3,000万円未満	7業者以上
	3,000万円以上	8業者以上
物品	80万円以上100万円未満	3業者以上
	100万円以上500万円未満	5業者以上
	500万円以上	7業者以上
	※公用車の購入にあっては、購入予定価格200万円未満に限り3業者とする。	

◇建設工事は原則130万円超は制限付一般競争入札となるため、地方自治法施行令第167条の規定に基づき指名競争入札による場合は、上記により行うものとする。